

## 産業廃棄物税に関するアンケート調査結果

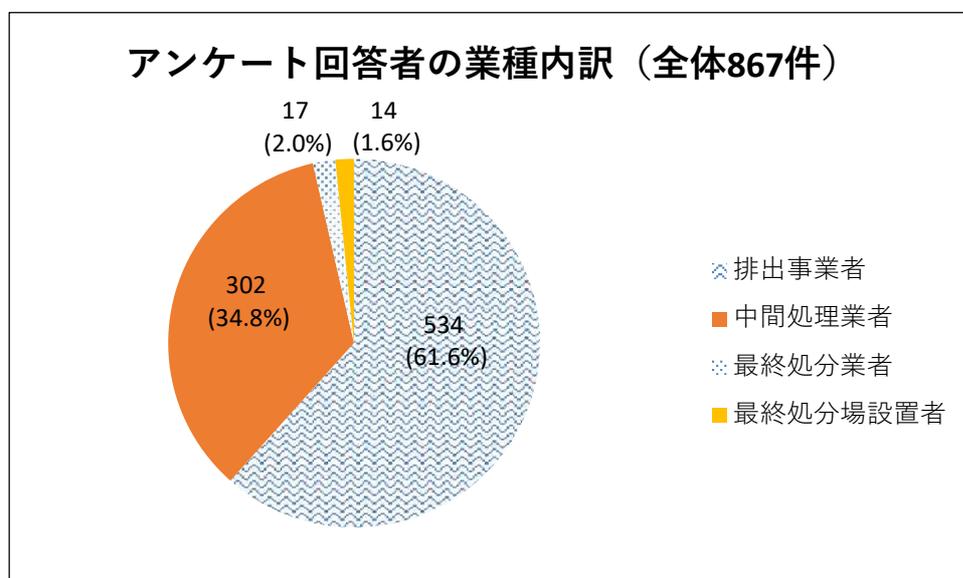
## 1 アンケートの実施方法と回答状況

## (1) 実施方法

- ・ 県内の多量排出事業者並びに産業廃棄物中間処理業者、最終処分業者、最終処分場設置者（処分業者を除く）を対象とした。
- ・ 郵送で送付し（発送数 1,635 件）、返信用封筒又は FAX にて回答を回収した。
- ・ 実施期間は 2019 年 11 月 7 日（発送）から 11 月 20 日（回答締切）まで。

## (2) 回答状況

- ・ 867 件の回答を得た。（回収率 53.0%）  
[参考] 前回（2015 年 2 月） 発送数、1,701 件、回答数 1,091 件（回収率 64.1%）
- ・ 回答者の属性（業種）内訳は以下のとおり。



注1) 回答者の割合 (%) については、端数処理の関係で合計が 100%にならないことがある。

2) 複数選択可能な選択肢については、業種ごとの回答数を合計しても、アンケート回答者数とは一致しない。

アンケート回答者の業種内訳

今回(2019.11)	排出事業者	中間処理業者	最終処分業者	最終処分場設置者	合計
送付	874件(53.5%)	699件(42.8%)	29件(1.8%)	33件(2.0%)	1,635件
回答	534件(61.6%)	302件(34.8%)	17件(2.0%)	14件(1.6%)	867件
回収率	61.1%	43.2%	58.6%	42.4%	53.0%
前回(2015.2)	排出事業者	中間処理業者	最終処分業者	—	合計
送付	908件(53.4%)	753件(44.3%)	40件(2.4%)	—	1,701件
回答	698件(64.0%)	381件(34.9%)	12件(1.1%)	—	1,091件
回収率	76.9%	50.6%	30.0%	—	64.1%

前々回(2010.1)	排出事業者	中間処理業者	—	—	合計
送付	808件(52.2%)	740件(47.8%)	—	—	1,548件
回答	530件(57.1%)	398件(42.9%)	—	—	928件
回収率	65.6%	53.8%	—	—	59.9%

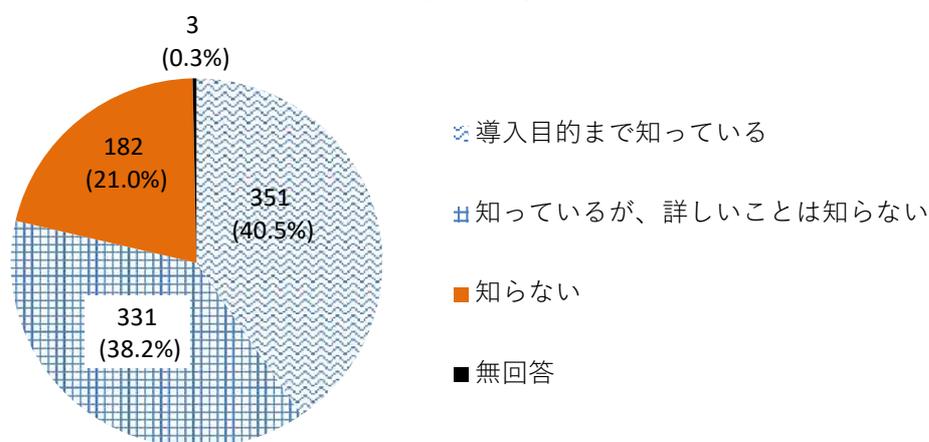
(注) 前回のアンケートでは最終処分場設置者には送付していない。前々回のアンケートでの対象は排出事業者と中間処理業者。

## 2 設問ごとの回答状況

問1 愛知県で産業廃棄物税制度を導入していることをご存じですか。次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 産業廃棄物税制度があることや導入目的などを知っている。
- (2) 産業廃棄物税制度があることは知っているが、導入目的など詳しいことは知らない。
- (3) 知らない。

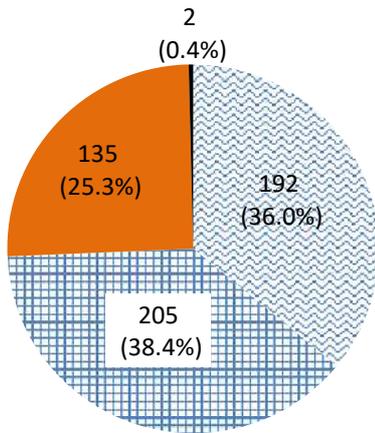
### 回答全体（867件）



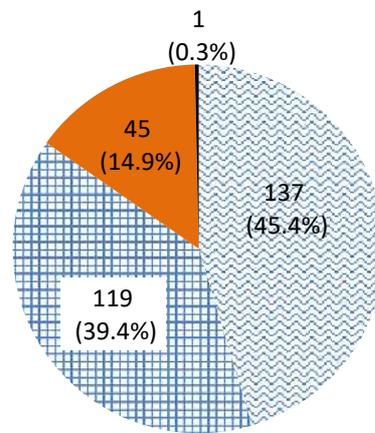
### 回答全体

	今回 (2019.11)	前回 (2015.2)	前々回 (2010.1)
(1)税制度があることや導入目的などを知っている	40.5%	48.2%	52.2%
(2)税制度があることは知っているが、詳しいことは知らない	38.2%	35.7%	38.4%
(3)税制度があることを知らない	21.0%	15.3%	7.1%
無回答	0.3%	0.8%	2.4%

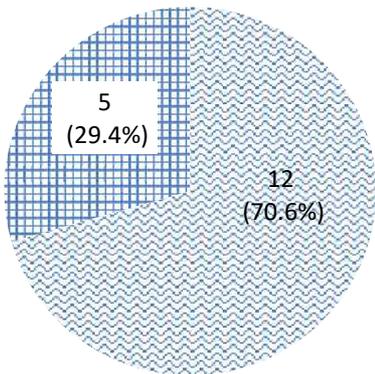
排出事業者（534件）



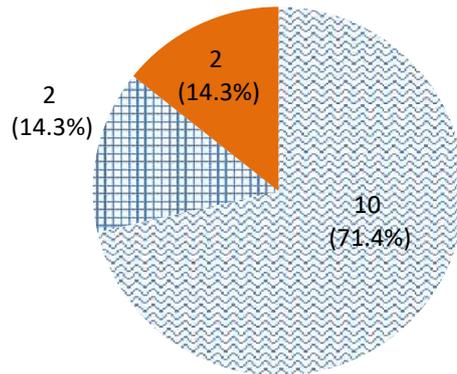
中間処理業者（302件）



最終処分業者（17件）



最終処分場設置者（14件）



産業廃棄物税制度の認知度については、「税制度があることや導入目的などを知っている」との回答が 40.5%（351 件）で、「税制度があることは知っているが、導入目的など詳しいことは知らない」との回答が 38.2%（331 件）で、2つの回答を合わせると 78.7%（681 件）となり、ほとんどが産業廃棄物税制度自体を知っていると答えた。

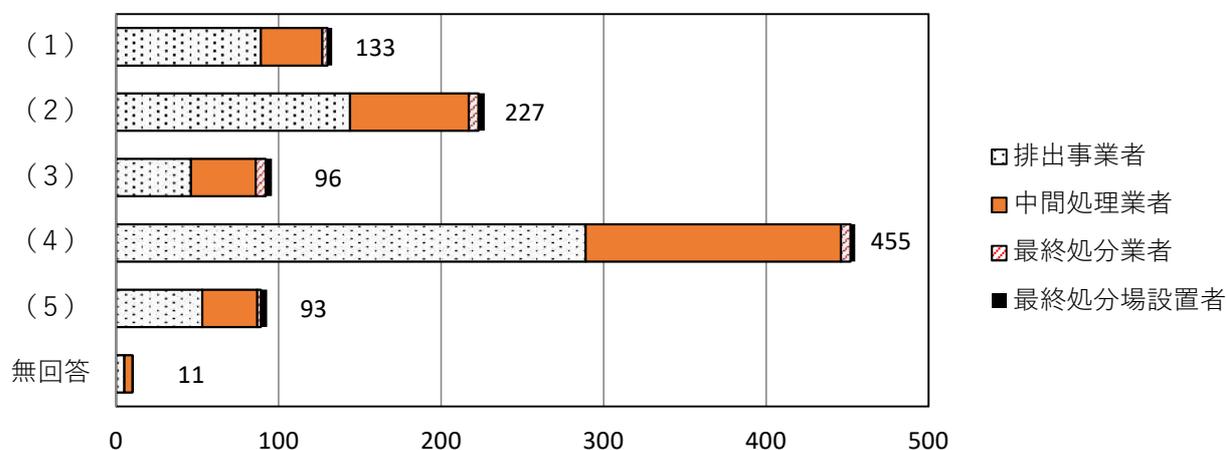
前回との比較では、排出事業者における認知度がやや低下傾向にある。

問2 産業廃棄物税制度の効果についてお聞きします。

税制度の導入により、貴社における廃棄物処理についてどのような変化があったと感じますか。次の中からあてはまるものを選んでください。(複数回答可)

- (1) 産業廃棄物の発生量抑制や減量化による排出量抑制につながった。
- (2) 再利用、再生利用の促進につながった。
- (3) 最終処分量の削減につながった。
- (4) わからない。
- (5) その他

回答全体 (1,015件)



	排出事業者	中間処理業者	最終処分業者	最終処分場設置者	回答全体	
					今回 (2019.11)	前回 (2015.2)
(1)	89	38	3	3	133	224
(2)	144	73	6	4	227	347
(3)	46	40	6	4	96	208
(4)	289	157	6	3	455	497
(5)	53	34	2	4	93	28
無回答	5	5	0	1	11	52
合計	626	347	23	19	1,015	1,356

税制度導入による効果について、効果があったと回答した中では、「再利用、再生利用の促進につながった」との回答が227件、「産業廃棄物の発生量抑制や減量化による排出量抑制につながった」との回答が133件で、「最終処分量の削減につながった」との回答が96件となった。

なお、全体では「わからない」との回答が最も多く、455件となっている。

また、「その他」との回答が93件となっている。

(注1) 前回は「貴社における」という問いではなく「税制度導入により愛知県全体でどのような効果があったと感じますか」との問いであるため、単純比較はできない。

(今回は「貴社における」という問い。)

(注2) 前々回については排出事業者、中間処理業者に異なる選択肢を用意しているため、比較していない。

#### <(5) その他の主な回答>

##### ① 推進

- ・税導入に関わらず、発生量抑制や減量化に常に取り組んでいる。
- ・税導入前から発生量抑制、減量化、再利用、再生利用、最終処分量の削減を実施している。
- ・税とは別にエコアクション21として削減を推進。
- ・排出量がより明確になるため、意識が変わった。
- ・税制度導入と環境意識向上もあり、廃棄物の減量化につながっていると考える。

##### ② 変化なし

- ・税導入前と変化はない。
- ・事業計画により排出量が増えるため税導入による変化、効果はなかった。
- ・従業員への周知徹底ができていないため、この制度による変化は把握できていない。
- ・変化を感じない。最近の中国の影響の方が大きい。

##### ③ 効果なし

- ・税導入が排出抑制、再利用促進につながったとは思えない。
- ・税による効果はない。
- ・廃棄物処理量の増減については複合的な要因に左右されるものと思料するため、当該税制の効果については判断することが難しい。
- ・排出事業者が直接最終処分場へ出す場合は税を意識するが、中間処理業者に出す場合は非常に低いと思う。(中間処理業者が税を支払うため。)
- ・税があるから削減効果があるのではなく、埋立処分費用が高いから削減しようと思いが働いていると考える方が普通である。
- ・請求書に明記されていないので、課税されていることに気付かなかった。したがって、減量されたのは税によるものではない。
- ・知っていたら、より積極的に減量していたと思う。
- ・税制度に対する排出事業者の認知度及び関心が低いと、削減や抑制には繋がっていない。

##### ④ 他の要因がある

- ・公共工事等を行っており、発注者の考えによる。
- ・中間処理業者にとっては負担になっただけ。
- ・費用負担が大きくなった。
- ・他県への流出が増えた。
- ・原材料の素材が悪い廃棄物を中間処理して、無理をして熱源等に加工し、埋立処分しない業者を、排出業者は利用している。

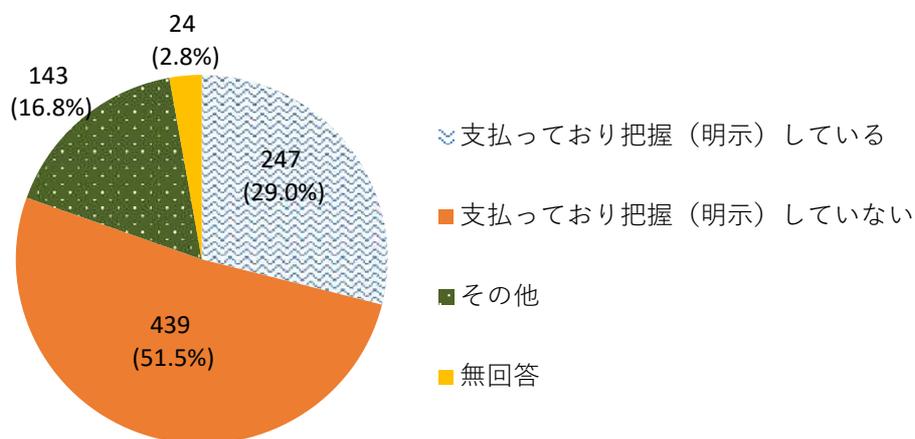
問3 産業廃棄物税の負担に関する取り扱いについてお聞きします。

貴社の処理料金や処理委託契約書上での産業廃棄物税の取り扱いについて、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）おり、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）している。
- (2) 処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない。
- (3) その他

[選択肢の（ ）内は中間処理業者、最終処分業者の場合]

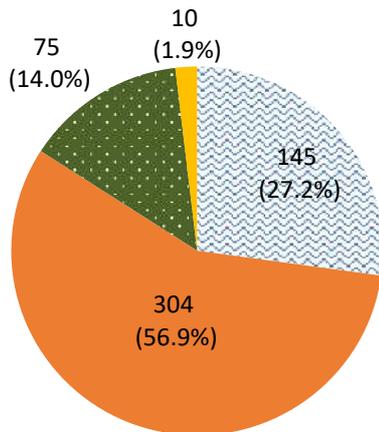
回答全体（853件）



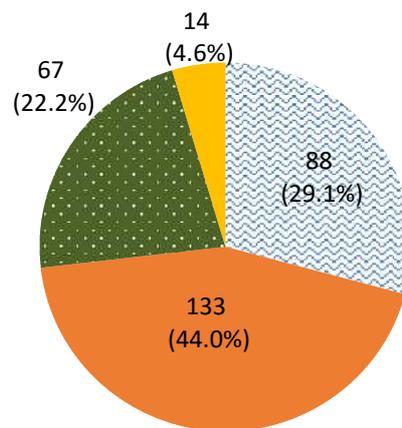
回答全体

	今回(2019.11)	前回(2015.2)	前々回(2010.1)
(1)	29.0%	19.1%	16.7%
(2)	51.5%	59.6%	47.5%
(3)	16.8%	17.9%	30.7%
無回答	2.8%	3.5%	5.1%

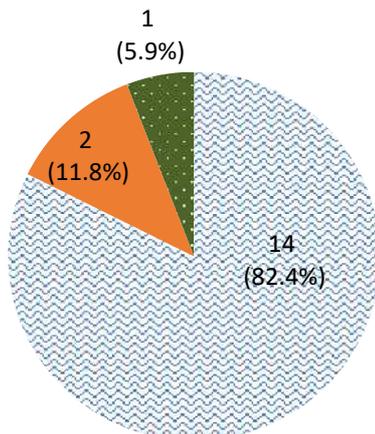
排出事業者（534件）



中間処理業者（302件）



最終処分業者（17件）



（自社の廃棄物を搬入する際、料金、契約の明記は不要のため最終処分場設置者は除く。）

産業廃棄物税の取り扱いについては、「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）おり、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）している」との回答が 29.0%（247 件）で、「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない」との回答が 51.5%（439 件）であった。

なお、中間処理業者で「その他」の回答が多いのは、処理後の廃棄物を全量リサイクルしており、最終処分を委託していないケースが多かったためである。

< (2) 「処理料金に税相当分を含めて支払って（徴収して）いるが、契約書や請求書で税相当分を把握（明示）していない。」を選択した理由の主な回答>

- ・処理料金に税相当分が明示されていない。

- ・契約書には処分費の明示しかなく、請求時に税分として業者から請求がある。
- ・少量のため不明
- ・中間処理後の廃棄物がどれだけ埋立処分されているか、(最終処分量の)把握ができない。
- ・中間処理業者を経由する為、最終処分場に持込む廃棄物の数量が契約時には不確定な為。
- ・基本的に中間処理にて再利用している為、産廃税が必要な場合に把握(明示)している。
- ・県内の最終処分場への直接搬入は無く、中間処理業者を通じての搬入となる。県内の最終処分場への搬入は少ないと思われ、中間処理業者の請求書に明示は無い為。
- ・混合の建設廃棄物の排出が多く、最後処分への量は把握出来ない。
- ・最終処分するか中間処理として最終処分に出すかの判断は契約業者に任せているため。
- ・税の存在を知らずに契約を結んでいる。請求書に書かれていないことも気付いていなかった。
- ・処理料金さえわかれば良いから。
- ・端数になるので。
- ・県外の最終処分場にも搬入しており、税相当分を把握できない。
- ・処理量に対する最終処分量の把握が困難。
- ・各排出事業者との税相当分を把握するのは困難である。
- ・中間処理後、再中間処理のため、正確に把握できない。
- ・処理物によって最終処分量が変わる為、契約書や請求書で税相当分を明示していない。
- ・最終処分料金に税相当分が明示されていない。
- ・言われた金額を支払うため税がどのくらいかわからない。
- ・支払いが当然であって、明示する必要がない。

### <(3) その他の主な回答>

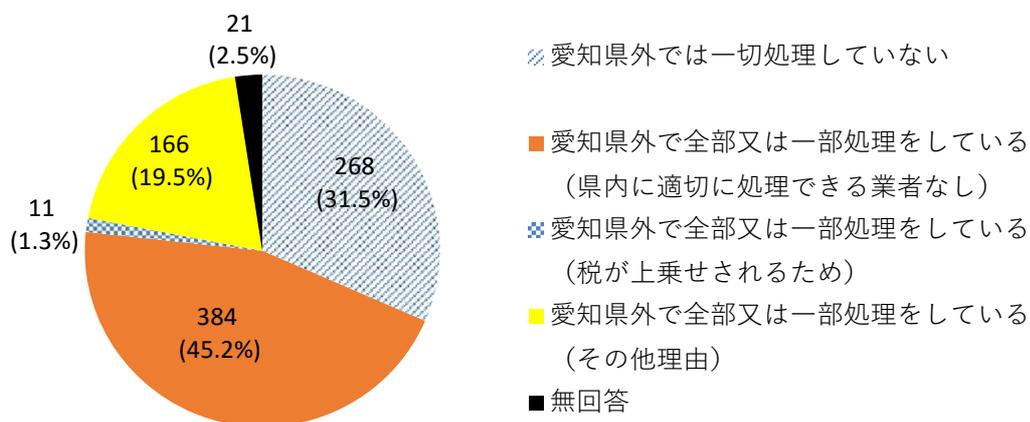
- ・最終処分場へ搬入していない。
- ・100%リサイクルしている為。
- ・すべて県外で処理している。
- ・直接最終処分業者に出す場合は、請求書により明示支払。中間処分業者には産廃税を含めた単価を設定。
- ・税制度を知らなかったため、税を支払っていたとしても、支払ったという自覚がない。
- ・埋立量が1t未満のため納税対象となっていない。
- ・産廃税が掛かる地域と掛からない地域に処理委託している為。顧客ごとの処理量の最終処分量を明確に出せない。
- ・処理量の中の最終処分量がまちまちで把握できていない。
- ・産業廃棄物税に関して把握していない。
- ・全国統一の処理料金を設定しており、産廃税を導入していない自治体にも処理施設を立地していることから、処理料金には税相当分は含めていない。

問4 排出事業者、中間処理業者及び産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置者の方に産業廃棄物の処理状況についてお聞きします。（最終処分業者の方は問5へ）

貴社が排出した産業廃棄物の全部又は一部を愛知県外で処理していますか。愛知県外で処理している場合はその理由も含めて、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 愛知県外では一切処理していない。（全て愛知県内で処理している）
- (2) 愛知県内に適切に処理できる業者がないため、県外で全部又は一部を処理している。
- (3) 愛知県内で処理すると処理料金に産業廃棄物税相当額が上乗せされるため、県外で一部又は全部を処理している。
- (4) その他の理由により、愛知県外で一部又は全部を処理している。

### 回答全体（850件）

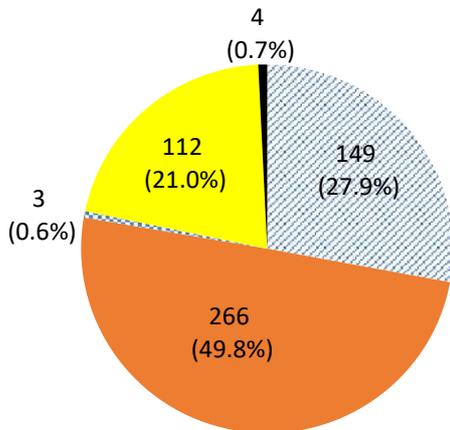


回答全体

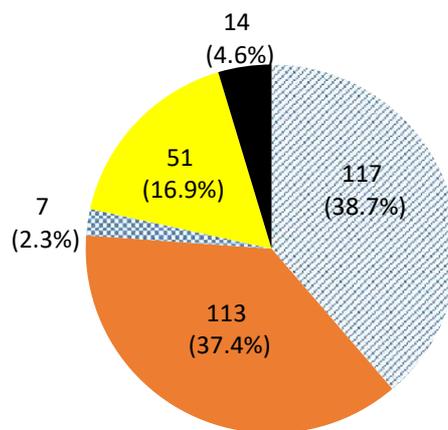
		今回(2019.11)	前回(2015.2)
(1) 県外処理なし		31.5%	38.4%
県外 処理 あり	(2) 県内に処理業者が無い	45.2%	39.9%
	(3) 税が上乗せされるため	1.3%	1.4%
	(4) その他	19.5%	17.8%
	無回答	2.5%	2.6%

(注) 前々回については当該設問を設定していない。

### 排出事業者（534件）

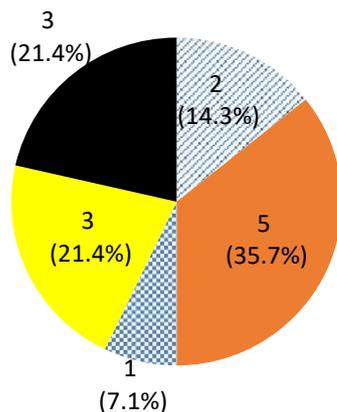


### 中間処理業者（302件）



### 最終処分場設置者（14件）

（排出事業者となる場合がある事業者のみ）



県外処理の有無については、「県外処理を行っていない」との回答が 31.5%（268 件）であり、「全部又は一部の廃棄物を県外処理している」との回答が 66.0%（561 件）であった。

県外処理の理由は、「県内に適切に処理できる業者がない」との回答が 45.2%（384 件）となっており、課税を理由として県外で処理するとした回答はほとんど無い（1.3%（11 件））。その他の理由によるものが 19.5%（166 件）となっている。

また、無回答は 2.5%（21 件）となっている。

#### <(4) 県外で処理するその他の主な理由>

- ・ 県外業者がリサイクル処理をする為。
- ・ 愛知県内の出し先がいっぱいになる事があるため。
- ・ 県内の最終処分場が少ないため。

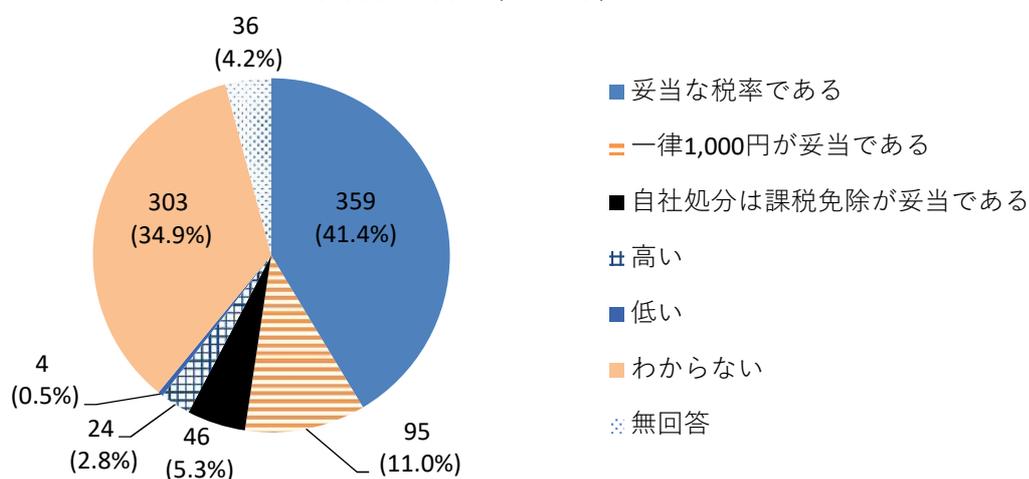
- ・廃棄物の性状に応じては適切な県外業者へ搬出している。
- ・廃石綿等の特別管理産業廃棄物は県外処分している。
- ・廃水銀は県外で処理。
- ・通常は発生場所近郊の処理業者へ委託しているが、収集委託先と相談して県外の処理業者へ委託するケースもある。
- ・現場が県外にある、又は中間処理業者の都合による。
- ・創業当時の付き合いもあり、県外での処理を依頼。
- ・県外に親会社があるから。
- ・紹介された処理業者が県外だった。
- ・産廃税を含んだ処分料金と運搬費を考慮して判断している。
- ・工事場所によって運搬距離が短くなる場合、県外に出している。
- ・愛知県内の処理料金は、税がなくても高いため、県外にて処理している。
- ・税を含め、県内県外に関わらず、総額で安い所と取引。
- ・処理方法（再資源化）や処理料金、実施等を考慮して処理業者を選定している。
- ・量が多いので県内業者だけでは賄えない。
- ・複数社に分けることでリスク回避を目的としている。
- ・処理場の空きがない場合 県外で処理
- ・県内の処分場の搬入基準が厳しい。

問5 産業廃棄物税の税率についてお聞きします。

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する場合の産業廃棄物税の税率1,000円/トン（排出事業者自らが設置する最終処分場へ搬入する場合は500円/トン）について、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 現行の制度が妥当な税率であると思う。
- (2) 複数の税率は設けず、一律1,000円/トンが妥当であると思う。【今回新設】
- (3) 自らが設置する最終処分場への搬入は課税免除が妥当であると思う。【今回新設】
- (4) 妥当な税率ではなく高いと思う。
- (5) 妥当な税率ではなく低いと思う。
- (6) わからない。

### 回答全体（867件）

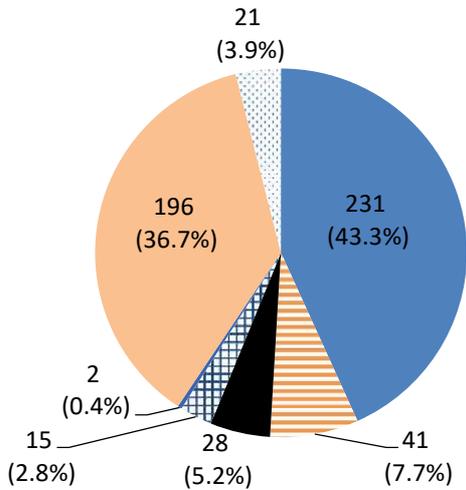


	今回(2019.11)	前回(2015.2)
(1) 妥当な税率	41.4%	53.9%
(2) 一律 1,000 円が妥当	11.0%	—
(3) 自社処分場課税免除	5.3%	—
(4) 高い	2.8%	5.9%
(5) 低い	0.5%	0.7%
(6) わからない	34.9%	37.9%
無回答	4.2%	1.6%

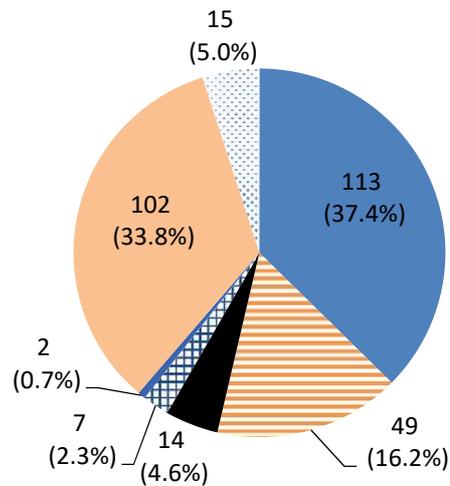
注1) 前回については一律 1,000 円や課税免除の選択肢はなし。

2) 前々回については当該設問を設定していない。

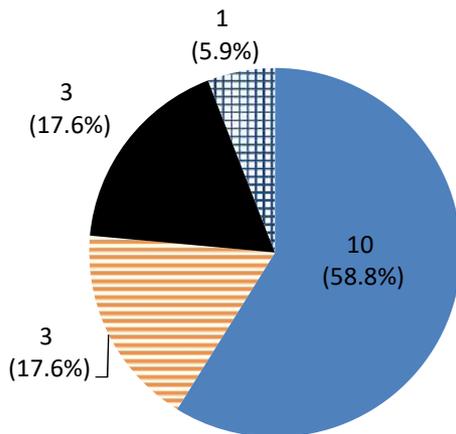
排出事業者（534件）



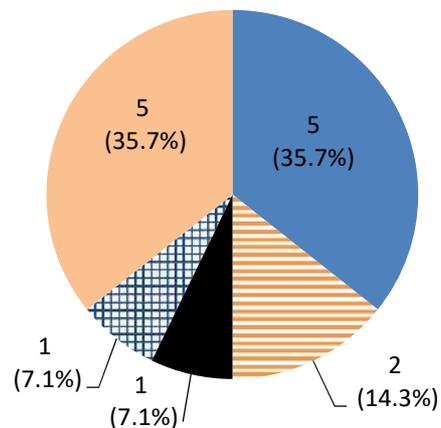
中間処理業者（302件）



最終処分業者（17件）



最終処分場設置者（14件）



現在の産業廃棄物税の税率について、「適切な税率である」との回答が41.4%（359件）であった。「複数の税率は設けず、一律1,000円/トンが妥当である」との回答は11.0%（95件）、「自らが設置する最終処分場への搬入は課税免除が妥当である」との回答は5.3%（46件）、税率を「高い」と回答したのが2.8%（24件）、「低い」と回答したのが0.5%（4件）であった。

また、「わからない」との回答が34.9%（303件）と二番目に多く、その他に無回答が4.2%（36件）となっている。

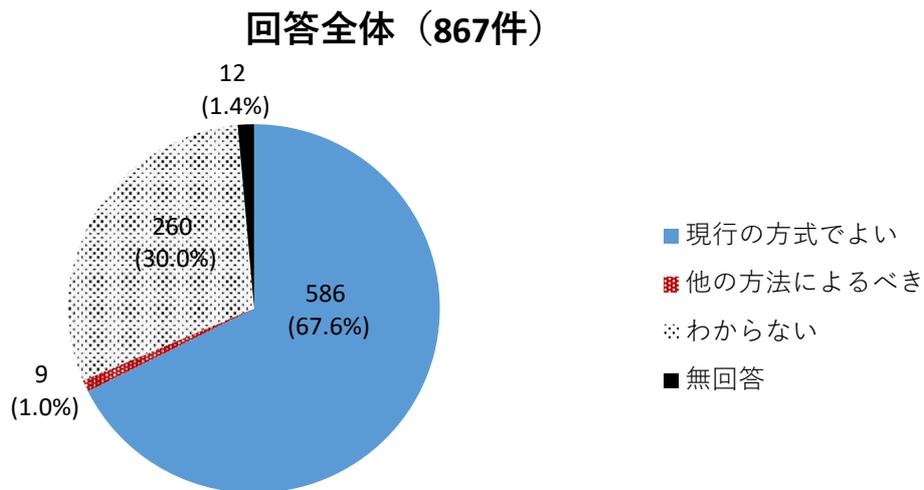
税率が「高い」との回答のうち、適正な税額を記入した事業者が18件あり、その内訳は、1トン当たり700円が1件、500円が8件、300円が1件、100円が3件、10円が1件、0円が4件あった。

逆に、税率が「安い」との回答のうち、適正な税額を記入した事業者が2件で、1トン当たり10,000円が1件、2,000円が1件であった。

問6 産業廃棄物税の課税方法についてお聞きします。

現行制度では、県内の最終処分場へ搬入するものを課税対象とする最終処分段階課税方式が採用されていますが、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

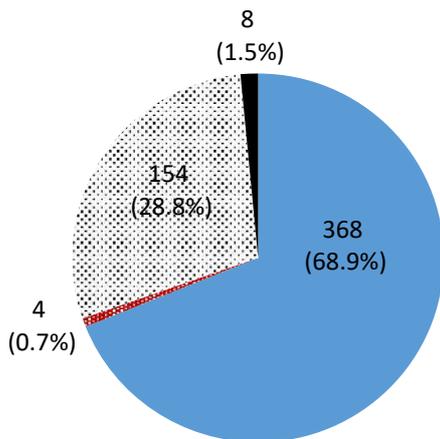
- (1) 現行の方式でよいと思う。
- (2) 他の方法によるべきだと思う。
- (3) わからない。



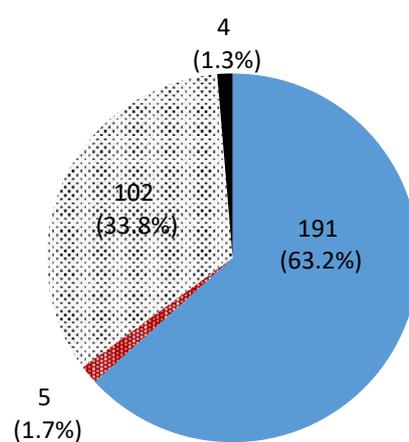
	回答全体	
	今回(2019.11)	前回(2015.2)
(1) 現行の方式	67.6%	73.4%
(2) 他の方法	1.0%	2.1%
(3) わからない	30.0%	23.0%
無回答	1.4%	1.4%

(注) 前々回については当該設問を設定していない。

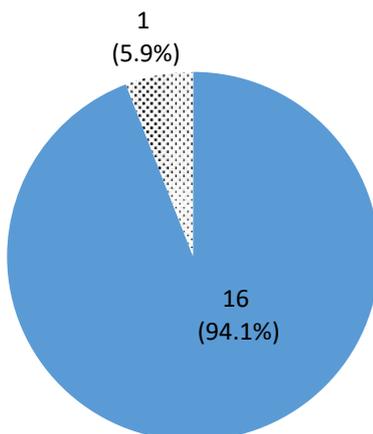
排出事業者（534件）



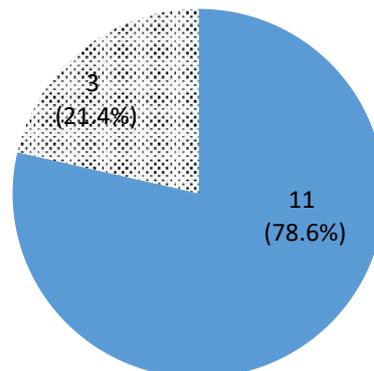
中間処理業者（302件）



最終処分業者（17件）



最終処分場設置者（14件）



産業廃棄物税の課税方法について、「現行の方式でよい」との回答が 67.6%（586 件）であった。「他の方法によるべき」との回答が 1.0%（9 件）あった。

その他には、「わからない」との回答が 30.0%（260 件）で、無回答が 1.4%（12 件）となっている。

#### < (2) 他の方の主な回答 >

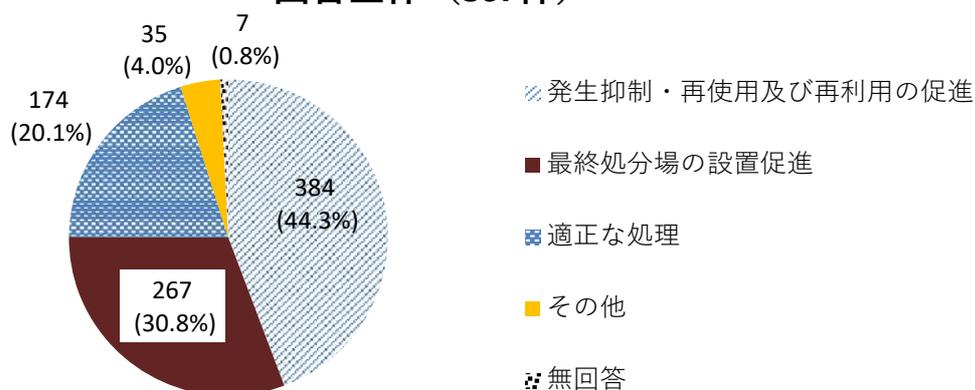
- ・ 排出段階で課税。排出事業者への意識付けをする事で、抑制につながると思う。
- ・ 排出事業者から徴収しなければ制度の周知、廃棄物の抑制にはつながらない。
- ・ 排出業者が最終処分した県に納付する。
- ・ 全国統一のルールにする。課税額については検討する。
- ・ 税は不要。

問7 産業廃棄物税の活用施策についてお聞きします。

産業廃棄物税の税収は、現在、以下(1)～(3)の施策で活用していますが、今後最も積極的に進めるべき施策について、次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 産業廃棄物の発生抑制・再使用及び再利用の促進
- (2) 産業廃棄物最終処分場の設置の促進
- (3) 産業廃棄物の適正な処理
- (4) その他

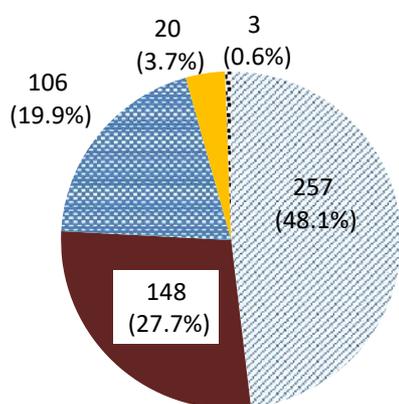
回答全体 (867件)



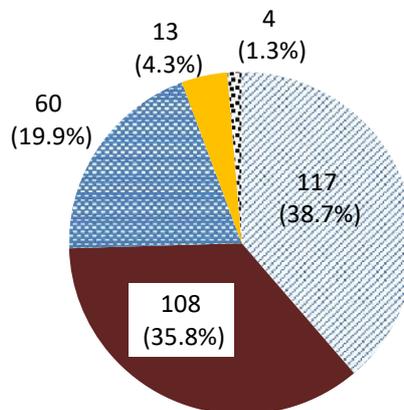
回答全体

	今回(2019.11)	前回(2015.2)	前々回(2010.1)
(1) 発生抑制・再使用及び再利用	44.3%	44.9%	66.7%
(2) 最終処分場の設置	30.8%	29.0%	14.2%
(3) 適正な処理	20.1%	20.4%	12.1%
(4) その他	4.0%	4.0%	5.0%
無回答	0.8%	1.6%	2.0%

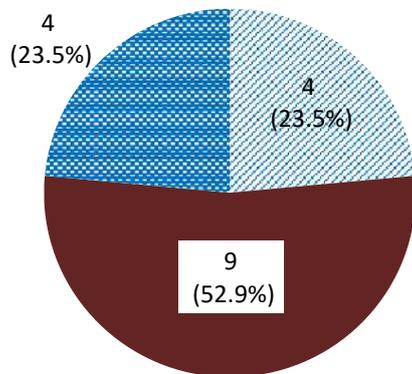
排出事業者 (534件)



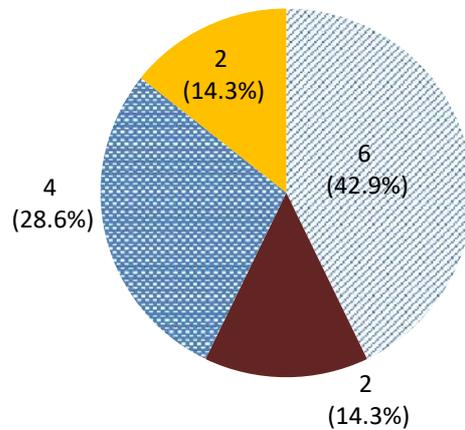
中間処理業者 (302件)



### 最終処分業者（17件）



### 最終処分場設置者（14件）



今後最も積極的に進めるべき産業廃棄物税の活用施策については、「発生抑制・再使用及び再利用の促進」との回答が44.3%（384件）でもっとも多く、次に「最終処分場の設置促進」との回答が30.8%（267件）、「適正な処理」との回答が20.1%（174件）の順であった。

なお、「その他」との回答が4.0%（35件）、無回答は0.8%（7件）であった。

排出事業者では「発生抑制・再使用及び再利用の促進」とした割合が他業種より多くなっており、最終処分業者では「最終処分場の設置促進」とした割合が多くなっている。

#### <(4) その他の主な回答>

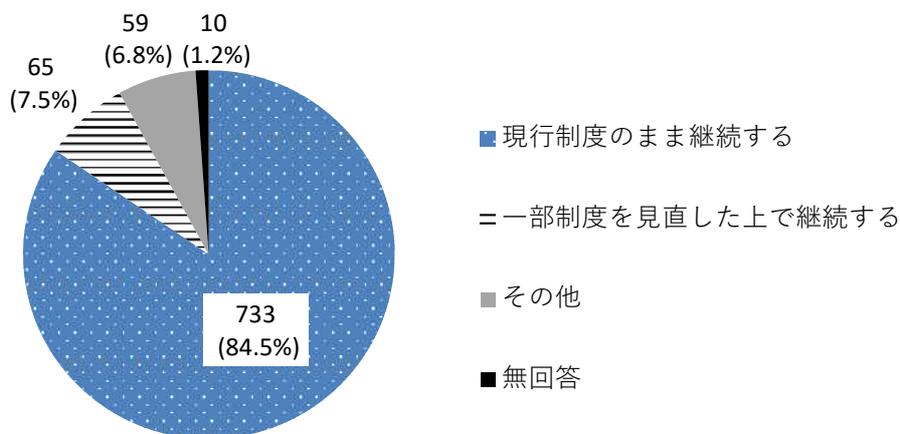
- ・ 排出事業者の廃棄物減容等設備への補助金。
- ・ 再生されたりサイクル製品の販売促進費用に活用してほしい。
- ・ 焼却場の発電化の促進。
- ・ 埋立処分場も必要だが焼却炉がもっと必要。
- ・ 中間処理施設の整備費用への助成。
- ・ 中間処理業者育成への施策。
- ・ 最終処分場のある自治体において環境保全対策への助成。
- ・ どれも大切に見受けられるので1つだけ選ぶのは難しい。

問8 今後の産業廃棄物税制度の方向性についてお聞きします。

これまでの設問を踏まえて、今後の産業廃棄物税制度について、どのような方向に進むのが望ましいと考えますか。次の中からあてはまるものを1つだけ選んでください。

- (1) 現行制度のまま継続する。
- (2) 一部制度を見直した上で継続する。
- (3) その他

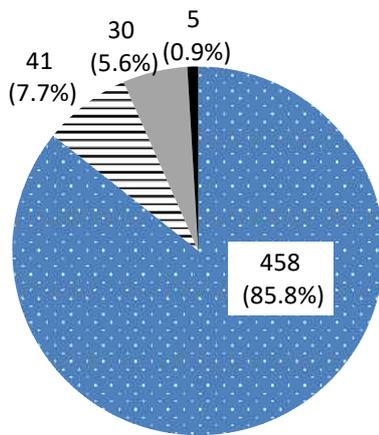
回答全体（867件）



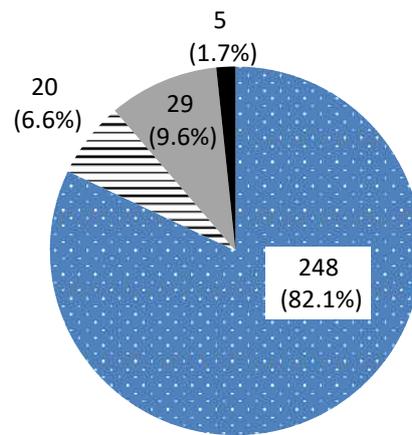
回答全体

	今回(2019.11)	前回(2015.2)	前々回(2010.1)
(1) 現行制度のまま継続	84.5%	88.0%	85.2%
(2) 一部制度を見直した上で継続	7.5%	6.0%	8.8%
(3) その他	6.8%	4.2%	2.7%
無回答	1.2%	1.8%	3.2%

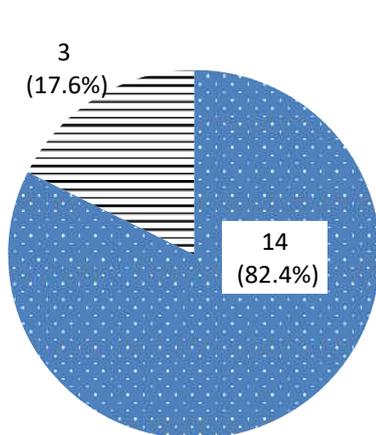
排出事業者（534件）



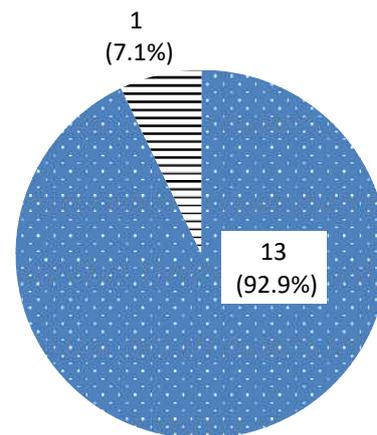
中間処理業者（302件）



最終処分業者（17件）



最終処分場設置者（14件）



今後の産業廃棄物税制度の方向性については、「現行のまま継続する」との回答が84.5%（733件）、「一部制度を見直した上で継続する」との回答が7.5%（65件）で、合わせると92.0%（798件）が税制度継続に肯定的であった。

なお、「その他」との回答が6.8%（59件）、無回答は1.2%（10件）であった。

< (2) 一部制度を見直した上で継続の主な回答 >

- ・減額。
- ・将来には減税の方向が良い。
- ・産廃を取り巻く状況に応じて見直す。
- ・コンガラ・アスファルトガラ等、リサイクル率の高い品目は、税率を低くしても良いのでは？
- ・金額を見直してでも最終処分場をこの税を利用して作ってほしい。
- ・必要ならば増税し、廃棄物量発生抑制や再利用促進に投資をする。
- ・少量の埋立について据切りをして欲しい（1回当たりの搬入量が100kg未満の時は納税不要と

いう様に)。事務量が多くて負担になっている。

- ・小規模事業者でも利用できる抑制や、再利用についての検討。
- ・税率を一律としてわかりやすくする。
- ・自らが設置する最終処分場への搬入の課税免除。
- ・廃棄物の物によって税率を変える。
- ・排出事業者の業種によって税率を分けるような制度を導入してほしい。
- ・排出事業者自らが廃棄物の抑制・減量化・再生利用に取り組んだ際の(研究等)控除制度の設置。
- ・契約書や請求書等への税相当額分の明示の義務化。
- ・収納された税金が、何に活用されているのかを広く公表して意見を募る。
- ・税収の使途についての定期的な見直し。
- ・現状で進めていくと1年後はこうなるとか排出事業者を”おどす”ような広報が必要ではないか。

### <(3) その他の主な回答>

- ・産業廃棄物税制度の周知と詳細な情報公開。
- ・現行制度でもよいが、税についてもっと周知するべき。
- ・どのような方向に進めば正解があるのかわからない。まず良いと思われることをやって見て少しずつ方向転換するしか無いのではないか。
- ・一般廃棄物も同様とすべき。
- ・根本的に排出業者が税負担している意識が無いので、何も変わらない。
- ・効果が得られていないのであれば廃止すべきである。
- ・なくした方がいい。何に利用されているか不明。
- ・税は無い方が望ましい。廃止すべき。
- ・県外搬出が増えるので廃止した方がよい。
- ・全国で制度統一し、不公平感を無くす。
- ・3Rの促進に力を入れ、もっと企業へのアドバイスやリサイクル情報を提供してほしい。

問9 その他産業廃棄物税制度関係でご意見等ございましたら、回答用紙にご記入ください。

【税制度に関する意見】

- ・産業廃棄物の発生抑制のために、現行制度を進めるべき。
- ・産業廃棄物税制度は止むを得ない制度だと思う。
- ・最終処分の量に応じ、税を徴収する方法は、公平性の面でも維持していく方が良いと思う。
- ・将来のために大変重要な制度と思うので、引き続き、継続改善を。
- ・自然の恩恵を受け生かされている者として、環境税の類いのものは、もう少し多くの人間の負担になっても良いのではと思う。
- ・産業廃棄物税を導入した当時、効果等を想定していたと思う、実際の効果等は想定と違いはあるのか？想定以上であれば、今のままで良いと思う。
- ・産業廃棄物税制度の効果を感じられない為、この制度は廃止すべきと考える。最終処分しなくても良い環境（SDGs等の取組み）を促進すべきである。
- ・制度がややこしい。わかりやすくしてほしい。
- ・各自治体で異なる税制度を統一してほしい。
- ・本来は全国统一でやるべきだと思う。（税制度も料金も）
- ・制度は必要であり、受入れに課税する事は当然であると考えますが、自社で排出し、処分する際に課税となる点は見直しを行ってほしい。
- ・導入時は、耳にした記憶がある。気づかずに払っているとしたら、消費税としての重課税をされていた可能性がある。
- ・産業廃棄物税が二重課税とされない徴収方法を考えてほしい。
- ・税負担が増えないように制度を検討下さい。
- ・今後、増税が行われるのかが、気になる。
- ・当事業所は医療関係であり、感染性廃棄物や廃プラスチック類、その他金属類の排出削減は非常に難しい。福祉的な、公共的な面を持つ事業においては税率の優遇措置などを取ってほしい。
- ・排出事業者だが、現状では納税している実感が無い。納税している実感がある方法で徴収すれば排出量の抑制になるのではないか。
- ・結局は税は業者が負担する事になっている。
- ・三重県のように、中間処理業者（100%資源化施設にもかかわらず）にも課税するようにはしないで欲しい。

【税制度の周知に関する意見】

（制度の認知）

- ・税制度をもっと公表して認知される様にして欲しい（どの自治体に税制度があるのかすら知らなかった）
- ・産業廃棄物税の制度と愛知県に導入されていることを知らなかった。排出事業者にも通知や広報をして欲しい。
- ・一般市民にもっと認知してもらうようにする。
- ・産業廃棄物税制度について排出事業者にも幅広く周知をさせていただきたい。
- ・産業廃棄物税制度について、制度の目的やその効果等を県のセミナー等でもう少し公表する等に

より、一般に情報公開し、より効果を高めることが必要ではないか。

- ・税の特性上、全ての方に周知理解は難しいと思うが、税収の目的、実績などを公表、アピールしてもらいたい。廃棄物が出ない活動、発案促進を願う。
- ・制度について、知っている関係者が少ないのではないか、特に排出事業者・中間処理業者は知らないと思う。
- ・最終処分場は利用していないので、理解していなかった。
- ・ほとんどの廃棄物が中間処理施設で処理できてしまう為、最終処分について、あまり理解していないのが実情。

#### (使用先の公表)

- ・税金の収支の開示。
- ・集金したお金の使用先の明示を必ずしてほしい。適正に使用されているか確認するため。
- ・透明性を持って運用下さい。
- ・税を集めることは良いが、どの様に使うかが問題である。
- ・税金の使い道の具体的内容を知らないので知りたい。
- ・徴収方法も税率も良いが、その金の使い道が全く見えない。何に使ったのかチラシのような物で良いので知らせてほしい。
- ・別紙チラシで税の便途は大まかには理解するが、具体的によく分からない。
- ・税収で充当された事業内容が不明確、かつ成果も不明。平成 23 年以降、最終処分量はほぼ横ばいであり、今後の取組を提示してほしい。

#### (その他)

- ・好事例の紹介、率先垂範を。
- ・県内の再生利用促進に効果のある事業の取り組みを紹介して頂きたい。
- ・3 R 研究財団が実施している補助金等のアナウンスをもっとやってほしい。
- ・補助金等の情報が取りにくいので、何か分かりやすくしてほしい。

#### 【税の使途に関する意見】

##### (産業廃棄物の発生抑制・再使用及び再利用の促進)

- ・確保した税収で再利用・再生利用の実績となる公共工事等を行ってほしい。又、民間（ゼネコン・メーカー）等への再利用を促してほしい。
- ・再生するための技術開発に役立ててほしい。
- ・産業廃棄物は今後もなくなることはないと思っていますので、再使用及び再利用の促進に力をいれてほしいと思う。
- ・再利用不可能な廃材が多いため、費用ばかり大きくなる。製造過程より再利用できる製造へ切り替えるべき。
- ・プラスチック類の再処理業者が少ないので、促進してほしい。
- ・産業廃棄物の適正処理の推進を願う。廃プラスチック処理に対して対策を進めて下さい。
- ・A S R の処理とバーゼル法の改正による廃プラスチック類の処分が困難になるため、両者の垣根をなくして欲しい。
- ・使い捨て文化を変えたい。ちょっと損するが、使い捨てを止めようとみんなが行動できるような仕掛けを作りたい。

- ・愛知県がより一層、循環型社会へシフトするために、県有地等を活用したエコタウン事業を推進・整備（例：東京都スーパーエコタウン事業）することが必要であるとする。
- ・食品リサイクル法との関係性も含めて有効的な税の活用を望む。豚コレラでは養豚場に着眼されているが、そこへの飼料供給（リサイクル）には着眼されておらず廃棄物を取り巻く環境は厳しい状況となっている。
- ・①ペットボトルの再利用等について県が中心となり各自治体へリサイクル方法についてアドバイスしてペットボトルの有効活用をしてほしい。②堆肥の利用促進を各自治体へアドバイスしてもっと有効利用できる体制にしてほしい。（例示①市町村→農家⇄畜産農家(中間処理業者)、例②愛知県のおすみ付の印をもらう（書面ではなく）シールなどで。）

#### （産業廃棄物の適正な処理）

- ・産業廃棄物の適正な処理のため、費用などに充てるとよいと思う。
- ・廃棄物が安定的に適切な処理が出来るように推進してほしい。
- ・悪質業者（不法投棄）がいる限り、環境は良くならないと思う。その対策を。
- ・不法投棄等、不正の摘発を鋭意進めて下さい。目的税なので、主旨に則った用途で使用して頂ければと思う。
- ・不法投棄を行う業者に対して、どうにもならなくなってから処分する税金を投入するのではなく、もっと早急に対応して未然に防ぐ態勢を整えてほしい。現状では不法投棄する業者は後を絶たない。
- ・川に流れる廃プラスチック類や海岸に流れついた廃棄物をいかに無くす工夫を産廃業者が関わられるか。次の世代の為の工夫が出来たら。
- ・適正な処理には適正な金額が必要であることを一般に周知して頂き、適正価格で業者が受注できれば適正処理に繋がると思う。又、税金を不適正処理業者の取締り強化に活用し、保管場所等の適正を求める。
- ・適正処理推進の一環として、優良な産業廃棄物収集運搬業者の育成に力をいれてほしい。（収集運搬業者のドライバー不足問題等）

#### （産業廃棄物最終処分場の設置の促進）

- ・中間処理業者が処理場と契約を行い、排出県から他県に持ち出し処分するのはおかしく、排出県内で処理出来る体制にする。
- ・県内の産廃は、県内で処理できるようにしてほしい。今の現状では、処理についても、単価についても、県外へ搬入しなければならない。
- ・税の存在を知らなかったが、徴収するならばなぜ処分費がここまで高騰するのか？税の使い方に問題があるのではないかと最終処分場の確保をして欲しい。
- ・愛知県内の最終処分場の新規設立を願う。処分先が足りない。
- ・最終処分先の削減を図ると不法投棄が増加すると思うので、削減は考えない方がよいと思う。
- ・災害廃棄物も含めて、突発的な事態になった時に活用できる資産としての活用方法の議論は必要と思う。

#### （その他）

- ・廃棄物処理法の改正による厳格化を図るとともに、法で救うことが出来ない施策に対し、補助金の新設などで対処してもらいたい。
- ・優良化の講習等の開催は良いが、優良化の手間とメリットが合わないため、産廃税を別の用途

に活用してほしい。①現状、処理業者が値上げ中。排出業者のコストを抑える為に活用。②値段重視であるので、適正処理に関する理解と補助金等の手当てがほしい。③産廃税の用途があまりにも不明瞭で恩恵が感じにくい。

#### 【その他の意見】

- ・産廃のリユース・リサイクルが促進されるよう、法律の見直しを検討してほしい。
- ・今度、大規模な解体工事が発生し、多量のコンクリートガラ（がれき類）の発生がある。土木建築工事業者がリサイクル材を使用するインセンティブを税制でも与えてあげると、より利用が進むと思う。
- ・生コンの残コン・戻りコンは製造工場の努力で減らす事はほぼ不可能かと。愛知県に数ヶ所、残コン・戻りコンが生のまま処理（処分）できる施設があれば良いかと思う。
- ・各種法条例について気軽に相談できる機会があると助かる。
- ・次回アンケート企画の場合はオンライン提出可とすると助かる。